

相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会」（以下「本連絡会」という。）とする。

(目的)

第2条 本連絡会は、5事業者(水道事業者である神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、川崎市上下水道局及び横須賀市上下水道局並びに水道用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団をいう。)が取り組む、持続可能な施設整備に関する連絡・調整を行うことを目的とする。

(他会議体との連携)

第3条 本連絡会は、前条に定める連絡・調整を行うため、本連絡会の構成員が別途運営している会議等に情報提供を求めることができる。

(構成)

第4条 本連絡会は、国土交通省関東地方整備局河川部、京浜河川事務所、相模川水系広域ダム管理事務所並びに神奈川県政策局政策部、県土整備局河川下水道部、企業庁企業局水道部及び利水電気部で構成し、構成員は別表のとおりとする。

(開催)

第5条 本連絡会は、構成員から開催の要請があったとき、神奈川県政策局政策部長（以下「県政策部長」という。）が必要に応じて招集し開催する。

2 県政策部長は、必要があると認めるときは、本連絡会に、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 本連絡会の議事録は会議の終了後に公開する。

(事務局)

第6条 本連絡会の事務局は、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほかは、その都度、本連絡会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和7年3月27日より施行する。

別表（第4条関係）

行政連絡会 構成員

国土交通省 関東地方整備局	(河川部) 広域水管理官、上下水道調整官、水政調整官、水政課長、 河川環境課長、地域河川課長、河川管理課長 京浜河川事務所長、相模川水系広域ダム管理事務所長
神奈川県	政策局政策部長、県土整備局河川下水道部長、企業局水道部長、 企業局利水電気部長